官許

錦画百事新聞

第百五号

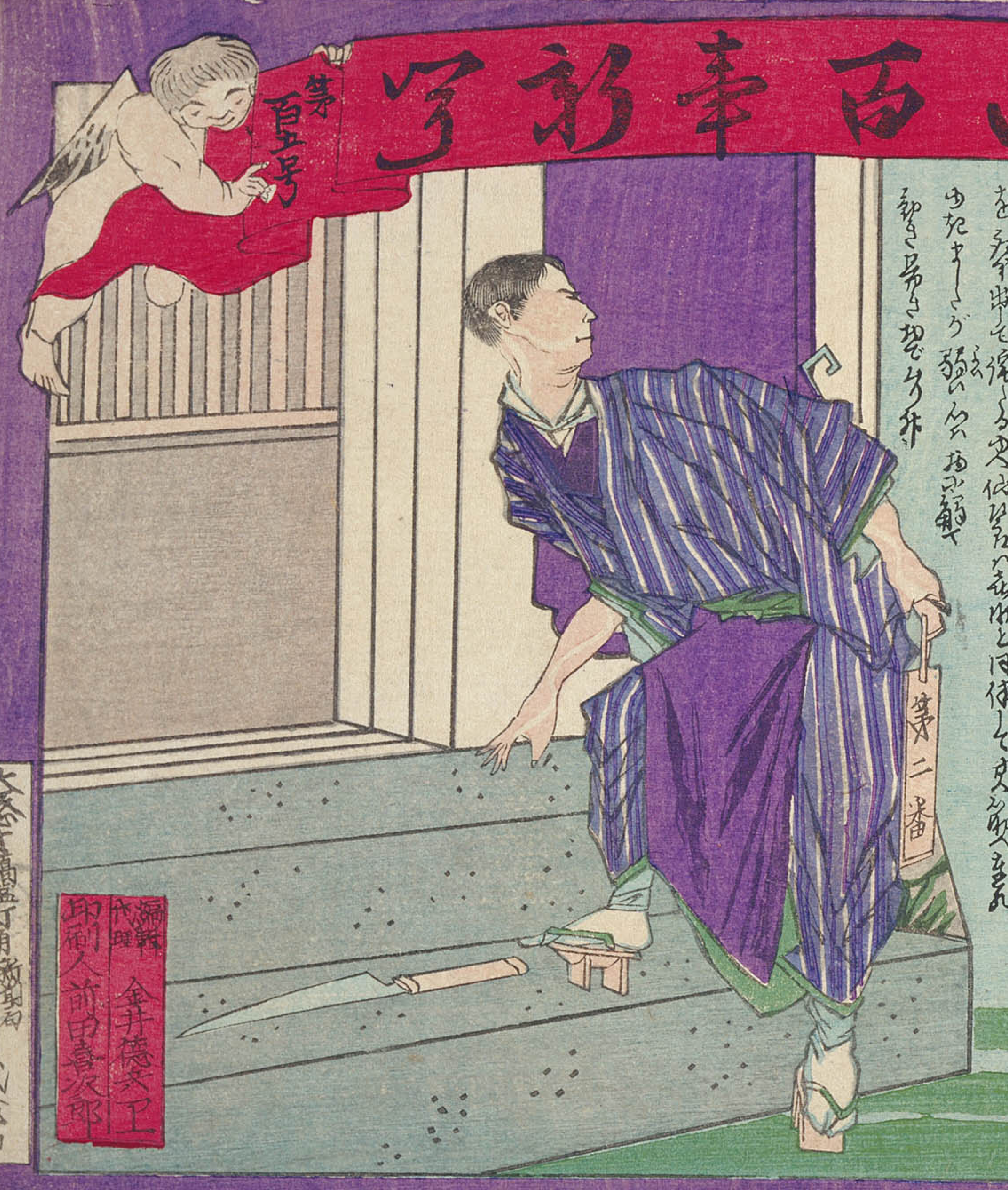

野堂ら一丁の出入屋丁から数年の大恩を一朝に忘却しさる任ハ大阪府下南久宝寺町二丁目村松亟三右の家に十年あまり勤め此ろは父安助ハ四十二才にて七年以前上坂か町中の者ありて今日まで主人倖ハ年若くして唯一手にて行きさ志あるを見て主人亟三郎も大切の半件も打ちまかせ世帯もまかせ置其人議定與亟三郎か兄村雲嘉兵衛とて此の者も数多持し小説居宅を是を経て去る十五年二月六七日夜安助ハ主家の金用を兄へもて出掛さんと土屋へか立寄へ立戻すに土蔵の石段にて出入屋丁を捉へて何心なく拾ひ上げ他人の見えなき事とて自ら懐へ土蔵に入れしぬ（ト見たから）今迄ありし若き魔の指を日ごろしき施すにて懐ろを明けて後前金の中を見れバ一円いつに百余金有大金なれバ我欲に御失しかく大金を盗みしんでハ事のつくと先ず我が懐に捻迎證前ハ元の地へ返し置ならば人も知らず其後ハ途方にくれそ前ひと云ふの様子の中へ隠し主人が手渡すも是の任代仙臣が彼の金の錦矢せし罪を着せたと思ひて主人へ様へ行て一部始終を仙臣にも告げ様子の中から彼金箱を取出して帰る事ハ仙臣ハ主人へ御届け申して其金箱へ主義申起すらぐ発ハ出会ひ御褒美

貞彦画

大阪心斎橋塩町角新聞局 前田喜八郎中

編輯代理 金井徳兵衛
印刷人 前田喜次郎

錦画百事新聞105号 文庫10-8310-3
早稲田大学図書館蔵／Waseda University Library